

常盤政治著

『農産物価格政策』

家の光協会刊 一九七八年二四二頁

千葉燎郎

昭和五三年四月の日本農業経済学会における討論会のテーマが、「農産物価格問題と日本農業」であったことは周知である。この討論会では、米・牛乳・みかん・畑作（北海道）の四つの主要な作物部門をとりあげ、それぞれの部門における生産物価格問題を、価格政策と関連させながら検討するという方法をとったが、時間の制約もあって各論的な討論に終わり、これらを包括した「日本農業における農産物価格問題」の基本的所

ましいことはわかつてはいたが、今日の農産物価格論の研究の現状から、なかなかその人を得難く、また時間的制約からそれを準備する余裕もなかつた。そこで今回は四つの異つた分野の報告から共通の問題点をひきだして考えてみることとした」（『農業経済研究』第五〇巻第一号、九三頁）と述べている。しかし結果的には、「共通の問題点」について討論を煮つめるにはいたらず、多くを今後の課題として残したまま会を閉じたのである。とくに、論議が政策価格の次元でなされ、理論的な次元にまで掘り下げられなかつたこと、価格形成における独占の諸影響や、農産物価格政策をめぐる地域的・国民的合意といった問題提起にたいしても論議が及ばなかつたこと、などが「残された問題」として座長により集約されている（同前、九四～九五頁）。

また座長私見として、「日本農業の生産力・生産構造を将来どのようにするのか」という構造的問題に関連させて、農産物価格ないし価格政策のあり方を考えてみると、「今後十分つめていきたい課題である」としている（同前、九五頁）。この点については、「地域農業構造と価格問題」と題した七戸長生氏の報告が、北海道十勝地域の畑作農業なり農業経営なりの構造変化に、各種畑作物価格相互間の収益格差、とくに政策価格の収益格差が及ぼす影響を論じ、その望ましい是正について

総合的価格政策体系の問題を提起しているのが、いくらか示唆するものがあつたといえよう。他の三報告は、それぞれ単品価格問題が主となり、共通問題の論議への橋渡しが十分とはいへなかつたように思われる。

さて、ここで論評しようとする常盤政治氏の『農産物価格政策』を一読してまず感じたことは、みぎにあげた日本農業経済学会の五三年度討論会に欠けていた「農産物価格問題」の総論が、同書によつてそれなりに提起されたということである。同書は、家の光協会刊行の「今日の農業問題」シリーズの一冊であり、啓蒙書としての制約から個々の論点になると掘り下げがほしい部分はみられるが、逆にいえば啓蒙書なるがゆえに、今日の日本農業における農産物価格問題の基本的所在を、著者なりに明示し、力説している点が魅力になつてゐる。以下に、同書を紹介しつつ若干の論評を試みておきたい。

二

まず目次を掲げて、同書の構成をみよう。

第一章 農産物価格政策の変遷

1 資本主義の展開と農産物価格政策

2 農産物価格政策の諸時期と日本資本主義

3 現段階の農産物価格政策の問題点

第二章 農産物価格形成の理論と政策

1 農産物価格形成の特質
2 独占的工業製品との不等価交換とシェーレ

第三章 農産物価格政策の現実とその諸結果

1 國家独占資本主義と農産物価格政策
2 現行農産物価格政策の類型
3 単品・品目別価格政策とその性格

第四章 農産物価格政策の理論的基礎

1 農民的農産物価格形成
2 農産物価格と賃金Ⅱ「労働の価格」論
3 「生産費・所得補償」方式の意義と限界

第五章 「減速経済」下の農産物価格政策

1 農産物価格形成
2 「生産費・所得補償」方式かパリティー方式か
3 生産費所得補償方式かパリティー方式か
4 生産性上昇分還元論と「生活補償」価格論
5 総合的農産物価格政策とその基礎

第一章では、まず、資本主義国家の経済政策の一環である農産物価格政策が、資本主義発展の型と段階とに応じて、どのような形態をとつて現われるかを、ドイツ・イギリス・アメリカ

などの典型にそくして概観したうえ、これらをつらぬく本質的な性格規定を、つぎのように与える。すなわち、より多くの利潤の追求を本質とする資本は、「低賃金のための低農産物価格」というシェーマを基本的に要請するのであるが、資本主義が独立段階とくに国家独占資本主義段階に入ると、みきのシエマのみを単純露骨に要請し続けるわけにいかなくなり、体制的危機を回避し、体制自体を維持存続するために、國家の財政的援助を通じてでも、一定の農産物価格水準の支持政策へ転換することをよぎなくされるものである。

つぎに、このような基本的視角から、日本資本主義における農産物価格政策の展開を概観し、戦前期にはほとんど米価政策に限られていたものが、戦後期にいたって各種農畜産物に政策対象を拡大していく過程を、戦前・戦後それぞれに諸画期を設定しつつ具体的に整理する。こうして、今日の米「過剰」問題を現出するにいたる政策展開の意義を明らかにしたうえで、現

段階の農産物価格政策の問題点を、とくに米価をめぐる論議を踏まえつつ考察する。

すなわち、今日の米「過剰」をもたらしたものが、政策による「高米価」であるとする白川清氏の見解と、これに反対して「米価は高くない」とする梶井功氏の見解とが、ともに「限界費用価格」説に立ちながら、なぜかくも異なった結論に導かれる

のかを批判的に検討したうえ、問題は、梶井氏が指摘するような「米の社会的必要量を供給する限界地の水田の生産費をカバーしないほどの政策米価」のもとで、なにゆえに米「過剰」が生ずるかである、とする。そして、著者は、これが本来の商品生産者としての「限界生産農家階層」たりえない零細稻作農家が存続していることの結果であり、もともと生産費を補償しえない政策米価のもとでは、原論的経済主体を前提とする限り、どうしてい繼続しえないはずの稻作商品生産が存続しているからであるとし、「アイドル・レーバー」的労働を稻作生産に対象化している零細農が広範に実存するなかで、「限界生産農家階層」以上の上層農の稻作生産が増加し、しかも需要が停滞ないし減退してゆけば、米「過剰」が生ずることにならざるをえない、と結論する。

三

しかし、零細農といえども、彼らが商品生産者であるかぎり、価格に全く無反応であるということはできない。零細農を米生産圏内から放逐してしまえばどの低い政策米価は、零細農を放逐する以前に、基本的に商品生産者としての条件を具備していると考えられる「限界生産農家階層」のほうを脱農化の方向に追いやることになってしまふであろう。そこに低い政策米価に

より生産抑制＝米「過剰」解消という方途の限界がある。

されば、真に米「過剰」を解消しようとすると、価格に

比較的敏感に反応すると考えられる本来的商品生産者たる「限界生産農家階層」以上の農家が転作志向をもつようになるほど

に、米以外の作目の家族労働報酬を増加せしめるような農産物

価格政策をうつ以外にない。その対象となる米以外の農作物は、

とくに国内自給率が著しく低下しているものであるべきことは

いうまでもない。けだし、自給率の著しく低落している作目は、

その一日当たり家族労働報酬が米のそれに比較して著しく低く、

それらの作目の自給率の低下は、そうした作目の一日当たり家

族労働報酬の低さの結果にほかならないからである。

こうした作目の代表として麦作についてみると、生産奨励補助金がつけられる（昭和四八年）以前の四六・四七年の小麦の

一日当たり家族労働報酬は、水稻のそれの四分の一にも満たず、

当時の農業臨時雇賃金が水稻作一日当たり家族労働報酬の七〇

%水準であったのに比べても、その三分の一程度でしかない。

こうした状態は、数字上の多少の変化はあるものの、昭和三〇年代後半からの基本法農政下でずっと持続してきたのである。

これでは麦作を放棄して農外賃稼ぎに向かうのが当然であつて、

その結果、「米十貨稼ぎ」という表作しか行われず、土地利用率の著しく低下した不健全な農業構造が定着して、それが稻作

だけの増産技術を刺激するという形で、米「過剰」の一因ともなってきたのである、と。

これが著者の見解であり、問題の認識である。こうした見解から、当然につぎのような著者の主張が導き出される。

だから、米以外の農産物、とくに水田裏作的作目の家族労働報酬を稻作家族労働報酬に匹敵する程度に引き上げることによ

つて、「限界生産農家階層」以上の農家の農業經營を健全な周年農業經營として蘇生させ再生產させる必要がある。これこそが、米「過剰」解消の基本の方途でなければならず、また穀物

自給率向上のためだけにほかならない。米作偏重の日本農業を、田畠輪換可能な土地基盤整備に裏づけられた周年複合經營として再建することが展開されなければならないのである。

現行農産物価格政策は、作物別収益性の著しくアンバランスな、品目別单品縦制のゆえに、そのような健全な複合的周年農業經營への発展を阻害し、農業だけでは生活してゆけない広範な兼業農家を創出して、「米十貨稼ぎ」という不健全な農業構造をつくりだしてしまった。ここにこそ現段階の農産物価格政策の問題点がある。したがって現段階の農産物価格政策の

課題は、この不健全な農業構造を克服して、健全なる複合的周年農業經營を蘇生・再建することによって、低落した穀物自給率を着実に上昇せしめるにあり、これをいかにして達成するか

が問題である。

これが、同書を貫く基本的モチーフであり、わが国の農業構造問題と関連させた農産物価格問題ないし価格政策問題の基本的把握、いうところの「総論」的把握の視点がここに提示されている。以下の各章は、この基本的問題に関する論証と実証とに当たられているといつていいであろう。

四

第一章では、まず農産物価格の理論と政策の一般的考察が行われる。はじめに、農業生産の特質に規定される農産物価格形形成に特有の性格について、差額地代・絶対地代の成立の一般的理論、小農民的価格形成の理論などが述べられる。つぎに、独占資本の成立にともなう独占的工業製品と、農産物なからんく小農民的生産物との不等価交換関係およびシェーレ（鉛状価格差）現象の展開が考察される。評者としては、ここで、独占的工業と農業との間の不等価交換関係の一般的解明にとどまらず、その関係が、生産資材価格等を通じて農産物価格形成（主としてC部分）にどのように入りこみ、どのような問題を生ずることになるのか、その点にまで立ち入って理論的・実態的分析を進めてほしかったという気がする。他日に期待したい。

ついで、国家独占資本主義の成立とその経済政策の性格の一

般的考察を行い、その一環としての農産物価格政策の意義と特質の考察に及ぶが、それらが一九三〇年代に展開したアメリカのニュートン・デイル政策にそくして論述されたのち、その農産物価格支持政策の意義とそれがもたらした「過剰問題」の発生、日本への諸影響へと考察が進む。ここでは、まず、国家独占資本主義の歴史的规定について、大内力氏に代表される通説的理解を批判した著者独自の見解が示されており、興味深く教えられるところがあつた。

また、国家独占資本主義の農産物価格政策について、それが、事態の変化に対応して時に相反する方向をとつてあらわれ、外見的には自己分裂的な現象形態を示すことがあるが、底流にはその本質が貫徹していること、ただし、国独資の農産物価格政策の特質は、むしろ経済的利害としては独占資本の譲歩を示す側面にこそあって、それなしには体制的危機を乗り切れないがゆえにうたれる政策であること、したがつて、それは、農民の積極的な農産物価格運動が一定の成果を結びうる可能性をもつ歴史段階にあることを示す、などの指摘が注目される。

第三章では、みぎのような歴史段階における今日の農産物価格政策の現実がいかなるものであるか、その考察をわが国の現状にそくして進める。まず現行の価格政策を制度の類型別に概観したのち、各単品の品目別に政策内容とその性格を検討し、

これを単品縦割的価格政策と規定して、それがもたらす各種農産物の収益性のアンバランス、とくに稻作に対する格差が、日本経済の「高度成長」による農家労働力の農外への吸引とともに、「米+農外賃稼ぎ」という不健全な農業構造を帰結したことを証明する。

五

つきの第四章で、著者は、みずから主張するあるべき農産物価格政策の理論的基礎構築を試みる。その意味で、この章が同書の核心をなす部分であるといつてよがろう。

そこでは、まず農民的農産物価格形成の論理が展開される。農民的農産物価格形成は、家族労働力の完全燃焼的経営規模を前提とした周年農業経営の再生産を保証し、それによって農家が農業所得だけで生活してゆけるものでなければならない。家族労働力の完全燃焼的経営規模は、具体的には農業機械化など農業生産力を規定する技術水準によって可変的でありうるが、その場合注意すべきは単品単作的な機械化だけを前提にするのではなく、周年農業経営として合理的な輪作体系を保持し、地力維持の点からも堆肥の供給可能な複合経営であることが望ましい、ということである。このような意味での家族労働力の完全燃焼的複合経営規模を前提として、農家が農業所得だけで

生活できるような農産物価格形成こそが、農民的農産物価格形成の原型とされなければならない。

このような農民的複合経営の再生産が存続されるならば、作物別の価格形成に多少アンバランスがあつても、農業総所得の形成における補完関係として許容されるが、作目間の収益性のアンバランスが、こうした補完関係を喪失するほどに進むとき、農民的複合経営の再生産は崩壊し、農民層の分解が、下向分解としては兼業化として、上向分解としては有利な作目の専作的規模拡大化として進行する。

かつて農民層の上向分解によって資本家の農業経営が成立する過程では、下向分解農民の手放す耕地がそれらの資本主義的な農業大経営に集積されることによって、資本主義的な輪作体系が構築されもしたのであるが、今日の日本において進行している農民的複合経営における輪作体系の破壊は、拡大された耕地規模において再構成されることもなく、むしろ専作的規模拡大によつていつそうおしすすめられ、掠奪農業の進行に対しても地域複合によって地力を回復すべきことが叫ばれている。

しかし、地域複合的農業が真に実現するためには、同一経営単位としての地域農業生産体の確立が必要不可欠であり、一定地域を一つの経営単位とした「日本の農業生産協同組合」ともいるべき農業の集團化が必要となるのである。すなわち、動植

物や自然の生態系に規定された農業労働の繁閑を解決するためには、一定の地域的な広がりをもった大規模な再生産単位、採算単位が必要であり、それは終極的には関連部門をも内包した地域的な農業集団化以外にありえないからである。

終極的には、このような農業集団化の展望に立って破壊された農民的農業経営の輪作体系を「再構築」すべきものであるが、だからといって、家族労働力の完全燃焼的農民的複合経営の蘇生を図るような一切の政策を、單なるアナクロニズムのように考へてはならない。近年の日本の國際分業論農政下で定着した「米十農外貨稼ぎ」という不健全な農業構造を健全化するためには、麦のような水田裏作的農産物の一日常たり家族労働報酬も米に匹敵するような価格政策をとるべきであり、少なくとも農外貨稼ぎ水準を上回る価格政策をとるべきことは今までもない。

そのさい、農産物価格政策のよつて立つ現実的基盤として、

いかなる規模の農民的複合経営を想定するかが問題となるが、北海道の農民経営の規模と都府県の農民経営とは相当異なることを前提とし、都府県についていえば、昭和三五・四〇年期に農家戸数の増減分歧線となつた一・五ヘクタールないし二ヘクタール層を夫婦二人の家族労働力の完全燃焼可能な経営規模と想定して、こうした家族労働力の農民的複合経営が、周年農業

経営として再生産できるような農産物価格政策が必要である。かように、農民的農産物価格形成は、少なくともその原点・出発点においては、この分解基軸であり分解の起点としての、周年農業経営として完結した商品生産者としての農民経営の再生産を可能ならしめるものとして想定しなければならない。これを基盤として、商品生産者としての競争が展開され、専作化傾向を展開しながら規模拡大して、農業生産力を発展させる上向分解農家の農産物供給シェアが拡大されていく、周年農業経営としての完結性をもつ農業経営規模が漸次上昇していくにしても、農民的農産物価格形成は、周年農業経営としての完結性をもつ農民経営の再生産を可能ならしめるものでなければならぬ。かくて農民的農産物価格形成は、たんに品目別のC十V水準であつてはならず、周年農業として、農業所得だけで農民および農民の家族の再生産が可能なC十V水準でなければならぬのである。

これが著者の、あるべき農産物価格政策の理論的基礎たる農民的農産物価格形成論にほかならない。

六

以下、著者はこのような農民的農産物価格形成論に立脚して、従来の農産物価格ないし価格政策をめぐる論議の諸論点を批判

的に検討し、自身の理論の妥当・有効性を検証してゆく。まず第一が、先ほどの白川氏の「高米価」説の基底にある賃金＝「労働の価格」論の批判である。第二が、米価算定における「生産費および所得補償」方式の意義の評価と、それがもつ限界性的の考察である。この考察は、さらに運動論的な側面をも加味した第五章の論議に引きつがれる。

すなわち、最近、生産者米価算定における「生産費・所得補償」方式の限界性が露呈し、稻作労働時間の低下が価格抑制的に作用しつつある情況のもとで、当面はむしろパリティ方式による麦価のほうが上昇率が高くなっていることは事実であるが、これを採用うとするのは近視眼的であると批判する。たしかに、最近のような長期不況期には、工業部門の独占企業体はその利潤の減退を製品価格の引き上げと労働者の賃上げ抑制によって防遏しようとするため、都市賃金の上昇率が物価上昇率を下回り、パリティ方式によるほうが有利である場合がありうる。しかし、農業生産力の発展テンポの立ち遅れの法則性が一般的であるかぎり、農業および農業経営の再生産条件を確保してゆく基本的立場は、生産費および所得補償の方向であって、パリティ方式の方向ではない、と。しかし、その「生産費・所得補償」方式のもう欠陥が露呈している今日、その欠陥をいかに克服するかが問題であり、それを考へなればならない。

その克服への道は、要するに、米作という表作だけの經營耕地規模の拡大だけでは、裏作期間のアイドル・レーバーは解消されず、労働者の過少就業状態と同様に労働力の再生産費は確保できないのだから、農地利用を高度化した複合經營を推進して、一年中農業に就業しうるような經營階層の確立をはかる以外にはありえない。これによってはじめて、総額として当該農業労働力の年間生産費をまかなうようになり、かくしてこそ、自目別「生産費・所得補償」方式の理論的限界と欠陥を克服しうることになる。

こうした立場からすれば、これまでの米価要求運動に登場した生産性上昇分還元論とか「生活補償」価格論とかは、いずれも正しいものとはいえない。これらを批判的に検討し、後者についてはつぎのように結論する。複合的周年農業經營として確立されるべき規模の農家階層については、「生活費」価格論が妥当しうる。しかし、農民の年間労働を消化しえない規模層までふくめて、「生活費」価格論を主張することは無理であり、正しくない。そのような農家層をふくめてそれを主張することは、「生活保護」論的論議ではありえても、正しい価格論ではない。このような観点からも、農民の労働力を周年吸収しうるような現段階的複合經營農家の再建こそが、農産物価格政策のキー・ポイントとなるのである。

最後に著者は、その主張する総合的農産物価格政策の現段階的意義とこれを実現する社会的基盤の形成について、つぎのように総括する。

われわれの主張する複合的周年農業經營再建論は、小農的複合經營復活論で、アナクロニズムにすぎないと考える向きがあるかもしれない。しかし、われわれは単に復古的な小農的複合經營論を展開しているのではなく、総合的な農産物価格政策の立つべき原点として複合的周年農業經營再建論を主張しているのである。もとより農民的複合經營が小農民經營として自己完結的に再生産されるだけでは、農業生産力の発展や生産性上昇の点で限界が生じ、消費者としての国民大衆は相対的に高い食糧代価を支払わなければならないことになる。しかし、だからといって、そのことから直ちに廉価な外国農産物の輸入を、といふ発想は誤りであり、そうした國際分業論農政こそが、健全な再生産構造を破壊して日本農業を危機におどし入れてきたことから、こうした発想の誤りはすでに実証されている。

この問題は、基本的には、その食糧農産物価格水準を支払いうるだけの賃金所得の引き上げによって解決してゆくべきであり、そうすれば賃金上昇によるコスト高を通じて輸出にも歯止め

めがかかるから、貿易收支の超黒字国として国際的批難を受けることもなくなる。経済は、国民經濟としてその健全なる生産構造を保持しなければならないが、その基底をなす健全なる農業構造の蘇生の原点として、作目間収支をバランスさせる総合的な農産物価格政策が必要なのである。

これを推進する過程で、過渡的に二重価格制によつて対処しながら、複合的農民經營を土台として、農業集團化による生産性向上の方向が模索されるべきである。その場合の二重価格制は、現行のそれのようなものではなく、複合的周年農業經營を前提とした農業生産費（年間必要所得をふくむ）を補償する「不足払制度」である。すなわち、複合的周年農業經營が農産物価格の低さゆえに再生産不可能な場合、再生産費の不足分を政府および地方自治体が補償してやるという制度である。

しかし、こうした不足払制度は、その農民經營がまともに運営されていることを前提とするから、その実態が的確に把握されるような、農民自らの民主的な村づくりがその前提となる。そこでは、農民自らによる土地利用区分と生活環境整備が行われ、そのなかで田畠輪換可能な土地基盤整備も行われる。そうした基盤のうえでこそ、農業だけで生活してゆける複合的周年農業經營を前提とした農業再生産費を補償する不足払制度も実現され、総合的な農産物価格政策も真に実現可能となるのである。

そのうえではじめて、さらに生産性向上のための農業集団化が展開されるという道筋が展望されるが、その原点として、複合的周年農業経営を可能ならしめる総合的農産物価格政策が必要なのであり、穀物自給率の向上も、このような複合的周年農業経営の担い手を育成するなかで、結果としてもたらされるものといえる。

八

かのように、著者の論旨は一貫しており、日本農業のあるべき構造とそれを実現するにたる農産物価格政策のあり方を、そこ提示している。現在の個別農産物の価格問題とその是正・改善にかかる論議も、このような総論的問題提起とのかかわりなしに論することはできないであろう。

だが、そこには、なお吟味すべき多くの論点があるようと思われる。まず最大の論点は、著者が「農産物価格政策のよつて立つ現実的基盤」として想定したところの、分解基軸における「農民的複合経営」の規模階層が、今日の日本農業の現実おび今後のあるべき展開を考えるさいの、農産物の価格を規定する「限界生産農家階層」となじらるものかどうか、という点ではあるまい。この点は、価格政策論と価格論とをつなぐ論旨の中心でもあり、こうした今日の「限界農家階層」把握に関すする論点については、花田仁伍・駒津元吉・田代洋一氏らの論及があるので、ぜひ著者の吟味を望んでおきたい。

また、今日の農産物価格政策に関連する問題点として、水田利用再編対策にいたる米生産調整のための転作奨励金の意義について、具体的にぶれるところがあつてよかつたように思う。著者の提起する総合的農産物価格政策と、現実の価格政策とのギャップの中で、この転作奨励金がどのように位置づけられ、どのように処理されるべきものなのかは、やはり大きな論点であり、読者の関心事なのではあるまい。

あと、理論的な次元の問題としては、先にぶれたように、独立的工業製品価格が生産資材等を通じて農産物価格形成にどのように入りこみ、どのような価格問題を生ずるのかといった論点、あるいは前述の農経学会討論会で七戸長生氏が提起した、資本授下の大規模化にともなう「P」(利子部分)の確保といった問題について、他日の論及を期待したいところである。

(注) 花田仁伍『日本農業の農産物価格問題』(農山漁村文化協会、一九七八年)の第四章、駒津元吉『米『過剰』下の生産者・消費者米価』(『経済』一九七八年六月号)、田代洋一『労働市場と兼業農家問題の現局面』(一九七九年日本農業経済学会大会共通討論会報告)。